

総務行政に係る主な課題

総務委員会調査室 佐藤 研資・海野 耕太郎

1. はじめに

総務行政については、平成 27 年 8 月に「総務省のミッションとアプローチ 2016」¹として 28 年度に向けた重要施策等が発表されている。この中では、安倍内閣の重点課題である、経済の好循環の拡大、経済と財政の一体的な再生、地方創生、潜在的な成長力の強化等に貢献すべく、地域の自立促進や地方財政の健全化、社会全体の I C T 化の推進、郵政民営化の着実な推進、効率的で質の高い行政の実現等に取り組むことが表明されている。これに即して、各種の審議会・有識者会議等において具体的な検討が進められていることから、本稿では、総務行政に係る今後の制度改正に向けた動向を、紙幅の許す範囲で概観することとしたい²。

2. 地方行政関係

(1) 地方分権改革

平成 5 年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」以降、第一次地方分権改革、三位一体改革及び第二次地方分権改革が行われ、機関委任事務制度の廃止及び国の関与の新しいルールの確立（第一次地方分権改革）、国庫補助負担金改革、税源移譲及び地方交付税改革（三位一体改革）等の取組が順次進められている。第二次分権改革では、第 1 次一括法³（23 年）から第 4 次一括法（26 年）までは、地方分権改革推進委員会（19 年～22 年）の 4 次にわたる勧告に由来する取組を行った。すなわち、国から地方への事務・権限移譲、都道府県から基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し及び国と地方の協議の場の法制化が実施された。

第二次安倍内閣成立後の 26 年 6 月、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」を取りまとめ、今後の地方分権改革の進め方として、地方から全国的な制度改正の提案を募る「提案募集方式」の導入や個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に権限移譲を行う「手挙げ方式」の導入を挙げた。これを受けて、26 年には地方から 953 件の提案が行われ、関係府省等のヒアリング等を経て、提案団体が再検討を求めなかったもの等を除く全 866 件のうち 495 件（57.2%）について「実現・対応」とされた。このうち法改正事項について、第 5 次一括法が 27 年 6 月 19 日に成立し、農地転用許可権限の地方への移譲等の要望の強かった措置が実現した。

¹ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/main_content/000374734.pdf>

² 本稿は平成 27 年 12 月 18 日時点によるものである。（本稿中のインターネット情報の最終アクセス日も同じ）

³ 一括法の正式名称は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」。

27年には地方から334件の提案があり、関係府省や提案団体等との議論・調整を経て、提案団体が再検討を求めなかったものを除く全228件のうち166件(72.8%)について「実現・対応」する旨の対応方針案が有識者会議で示されている(第23回。27年11月26日)。このうち、サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲、水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止等の法改正事項については28年の常会に第6次一括法案を提出することとされている。今後、地方が自らの発想と創意工夫を通じて課題解決に取り組む基盤の構築が進むかが注目される。なお、注目されたハローワークの地方移管については、有識者会議の雇用対策部会報告書を受けて、知事が国のハローワークを“實際上、都道府県の組織として活用”できる枠組みの創設等を検討することとされている。

(2) 第31次地方制度調査会における調査審議

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法に基づき設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するものである。

平成26年5月に発足した第31次地方制度調査会では、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を出すべく議論されており、11月9日に答申素案が示されている。同素案では、人口減少社会における行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制の在り方及び地方公共団体の事務処理の適正性の確保の要請に応えるようなガバナンスの在り方について提案を行っており、その概要は以下のとおりである。

地方行政体制については、市町村、都道府県、地域コミュニティを支える主体(自治会・町内会等のコミュニティ組織やNPO等)のそれぞれのあるべき役割に言及した上で具体的な提案を行っている。すなわち、基礎自治体である市町村が連携中枢都市圏や定住自立圏等の広域連携を推進すべきとしつつ、広域連携が困難な地域では、都道府県による補完を推奨している。また、東京圏から地方圏への移住・交流を促進する方策として、いわゆる二地域居住や「地域おこし協力隊」などを挙げている。さらに、民間委託などの外部資源の活用の方向性を示した上で、市町村間の外部資源の共同活用や地方独立行政法人の活用を提案している。

ガバナンスの在り方については、長、監査委員等、議会及び住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれの強みを活かして事務処理の適正性を確保することが重要とした上で、それぞれのあるべき役割を示している。このうち、監査委員については、監査の実効性の確保や独立性、専門性の強化等の観点から、統一的な監査基準の策定、監査委員の合議が調わない場合の措置、外部監査制度、研修制度の充実等の具体策を挙げている。また、住民訴訟制度の見直しも提示している。

第31次地方制度調査会における審議は続いており、法改正事項については、今後、地方自治法改正法案が提出される見込みである。

二次にわたる地方分権改革に加えて、いわゆる「平成の合併」を経て市町村の姿が大きく変化し、多様化する中で、多くの市町村で人口減少、少子高齢化の問題が浮かび上がっ

ている。今後、市町村が地方創生への取組を進める中で、行政サービスを持続可能な形で提供するために、広域連携の一層の活用や「地域おこし協力隊」などの移住・交流策や外部資源の活用が進捗するかどうか、各主体のガバナンスが整備され、行政機能の向上につながるかどうか注目される。

3. 地方税財政関係

(1) 地方交付税をめぐる動き

国・地方ともに社会保障関係費が増加し、高度成長期に整備された社会資本の老朽化が進む中で財政需要の増大傾向が顕著となっており、地方財政においては、給与関係経費や投資的経費の削減等により財源確保を行ってきたが、このような手法だけでは徐々に対応が困難となってきた。他方、地方分権改革を推進する観点からは、地方税の一層の充実が求められるところであり、これまでも偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築が図られてきたところであるが、地域の様々な要因から地域間財政力格差は依然存在する。地方交付税の本来の役割である財源保障機能及び財源調整機能の発揮のために、地方財政全体として地方交付税総額が確保される必要がある。地方財政については毎年度大幅な財源不足が発生しており、平成8年度以降地方交付税法第6条の3第2項⁴に該当しているものの、法定率の引上げではなく、「国と地方の折半ルール」に基づき、国が臨時財政対策特例加算を行い、地方が臨時財政対策債を発行するという地方財政対策が行われてきた。

27年度地方財政対策では、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図る観点から、長年の課題とされていた法定率の見直しが行われた⁵ものの、これによる増額は900億円程度にとどまっており、引き続き折半ルールに基づく臨時財政対策債の大量発行を余儀なくされている。また、臨時財政対策債の元利償還金は折半対象ではないため、償還財源の確保は引き続き地方財政の重大な課題となっている。

27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「基本方針2015」という。）では、32年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標を確実に達成するため、28～32年度を対象とする「経済・財政再生計画」が定められた。この中では、地方の歳出水準について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、30年度までにおいて、27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。その一方で歳出特別枠や別枠加算について平時モードへの切替えを進めることが示されている。総務省は、基本方針2015を受けて、「平成28年度の地方財政の課題」（27年8月28日）で、「地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を

⁴ 同項は、政府の国会答弁によれば、①地方財政対策を講じる前のマクロの財源不足があり、②その額が地方交付税の法定率分の約1割以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年度目以降も続くと見込まれる場合には、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行うものとするものである。

⁵ 平成26年度までは、所得税32%、法人税34%、酒税32%、たばこ税25%、消費税22.3%であったが、平成27年度から、所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%とされた（たばこ税は対象外となった）。

適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行抑制に努める」とし、16.4兆円の概算要求を行うとともに法定率の引上げを事項要求している。28年度地方財政対策は、28年度政府予算案の取りまとめに際して27年末に判明することとなるが、28年の常会では、歳出特別枠や別枠加算の取扱いを含めた議論となることを見込まれている。

（２）地方行財政改革への取組

基本方針 2015 では、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を三本柱とする経済財政一体改革の断行を掲げ、歳出改革として、「公共サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組むこととしており、その重点分野の一つに地方行財政改革が挙げられている。

基本方針 2015 等を踏まえ、27年8月28日付けで総務大臣通知（「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」。以下「大臣通知」という。）が出され、以下のサービス改革を推進することが示されている。第一に、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等に関して、①民間委託等の推進、②指定管理者制度等の活用、③地方独立行政法人制度の活用、④BPR⁶の手法やICTを活用した業務の見直し等について示している。第二に、自治体情報システムのクラウド化に関して、複数団体共同でのクラウド化について積極的な導入を検討すべきこと等について示している。第三に、公営企業・第三セクター等の経営健全化に関して、「経営戦略」策定や「経営比較分析表」の作成・公表等について示している。第四に、地方自治体の財政マネジメントに関して、①28年度までの公共施設等総合管理計画の策定を、②27～29年度での統一的な基準による地方公会計の整備促進、③27～31年度での下水道事業及び簡易水道事業の公営企業会計への移行等について示している。第五に、PPP/PFIの拡大に関して、①公共施設の維持更新・集約化等への導入等の推進、②公共施設等総合管理計画の策定を通じた積極的活用等について示している。

11月27日に開催された経済財政諮問会議では、高市総務大臣が「経済・財政一体改革の具体化・加速に向けた地方行財政の取組について」との資料を提出し、地方行政サービス改革、地方の頑張りを引き出す地方財政制度改革及び地方財政の「見える化」の3項目について地方行財政における取組を進めるとしている。歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進することとしており（トップランナー方式）、その際に財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組むこととされている。28年度においては、ごみ収集や庶務等の16業務について着手し、おおむね3から5年程度かけて段階的に反映する予定である。トップランナー方式については、27年6月17日の国と地方の協議の場で地方から「一番いいところに合わせるというだけでは単に交付税を削るだけになってしまう」という発言もあり、質の高い公共サービスを地方が効率的、効果的に提供するための今後の取組に注視が必要である。

⁶ Business Process Re-engineering の略であり、既存の組織やルールを抜本的に見直し、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計、再構築することとされる。

(3) 地方税をめぐる動き

我が国の喫緊の課題となっていた社会保障のための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、平成24年2月に「社会保障・税一体改革大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、同年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が成立した。これにより、地方消費税は1%から27年10月には2.2%まで、消費税に係る法定率は29.5%から28年度には19.5%まで段階的に変更が行われ、引上げ分は社会保障財源化⁷されることとなった（なお、消費税率10%への引上げ時期が29年4月に延期されたため、地方消費税の税率引上げ及び消費税に係る法定率の変更の時期等も変更された。）。

また、大綱では、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を一体改革に併せて抜本的に見直すことや地方消費税の充実と併せて地方法人課税の在り方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じ、その際にそれまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら税制全体を通じた幅広い検討を行うことが示されている。この方針を受けて、改革の具体化が順次進められている。

26年度税制改正では、地方法人課税について、①法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、引下げ分に相当する地方法人税を国税として創設し、その全額を地方交付税原資化、②地方法人特別税の規模を3分の1縮小し、法人事業税に復元等の措置が講じられた。また、車体課税について、①自動車取得税の税率を引き下げるとともに環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充、②自動車税におけるグリーン化特例について、軽課を重点化するとともに重課割合を引上げ、③軽自動車税について、一部車種において、税率引上げのほか、経年車重課を導入等の措置が講じられた。

27年度税制改正では、①地方法人課税について、法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等（資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を2年間で4分の1から2分の1に段階的に拡大等）、②車体課税について、自動車取得税におけるエコカー減税の見直し（32年度燃費基準への置き換え等）及び軽自動車税の見直し（グリーン化特例（軽課）の導入等）等が行われている。

また、28年度税制改正については、27年12月16日に与党税制改正大綱が取りまとめられ、①地方法人課税の偏在是正（法人住民税法人税割の交付税原資化の拡大、地方法人特別税・譲与税制度の廃止及び法人事業税交付金の創設）、②法人実効税率引下げへの対応（法人事業税の外形標準課税の拡大）、③車体課税の見直し（自動車取得税の28年度限りでの廃止、29年度からの自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入等）等の内容が示されたところである。これらの改正事項については、関連法案が28年の常会に提出される見込みである。なお、消費税率10%への引上げ時の軽減税率については、生鮮食品及び加工

⁷ ここにいう「社会保障財源化」について、大綱では、「現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化。）」とされている。引上げ分の地方消費税収の用途は社会保障施策に要する経費に充てる旨地方税法に明記されている。他方、消費税に係る法定率分については、地方交付税法において国による用途制限が禁止されている。そこで、消費税に係る法定率分と引上げ分の地方消費税収の総額を、社会保障施策に要する経費及び社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付の総額と、地方財政計画や決算の段階において比較して、それぞれの範囲内であることを確認することとされている。

食品（酒類・外食を除く。）並びに新聞（定期購読契約が締結された週2回以上発行されるものに限る。）を対象として導入し、これに必要となる安定的な恒久財源を28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講じることにより確保することとなった。軽減税率導入に伴う地方への影響額は3,000億円と見込まれている⁸。地方からは12月14日の国と地方の協議の場において社会保障財源確保への影響等について懸念する声も出されており、今後の議論が注視される。

地方税制については、公平性の確保、地方の自主性・自立性の強化、適正な課税の実現に向けた税務行政の執行など、今後とも地方税のあるべき姿を踏まえて検討することが必要である。また、地方税の充実と税源の偏在性の小さい地方税体系を構築する観点からも、地域経済の再生や地方創生の推進により地方での新しい雇用の創出が地方への新しい人の流れを創出するという経済好循環を確立することが重要となる。税制改正が地域住民の理解を得て地域経済及び地方財政の好循環につながるかどうか今後とも注視が必要である。

4. 情報通信・放送・郵政関係

(1) NHKをめぐる動き等

NHKの受信料収入は、平成26年度NHK決算（27年6月発表）では過去最高の6,493億円となったが、支払率⁹は同年度末現在で75.6%にとどまっている。NHK経営計画（27～29年度）では、公平負担を徹底し、29年度末に過去最高の支払率80%を目指すこと、放送と通信の連携などを踏まえて受信料制度の在り方を研究することを掲げており、後者についてNHKは27年度内にたたき台を示したいとしている。また、27年9月、自民党の小委員会¹⁰が、受信料支払義務化や値下げの検討を総務省・NHKに求めている。一方、総務省は、近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取り巻く環境変化等を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」を設置し（27年11月初会合）、28年6月に第一次取りまとめを行うこととしている。こうした動向を背景に、NHKを取り巻く課題への対応や受信料制度についての議論が活発化すると考えられる。

NHK予算は、26年1月に就任した靱井勝人会長（任期3年）の言動等をめぐり批判があったことなどから、26年度、27年度と、全会一致ではなく与党などの賛成多数による承認が続いている。27年度予算に対する参議院総務委員会附帯決議では、会長の選考について「手続の在り方について検討すること」とされており、また第189回国会（27年常会）に、民主党及び社会民主党が共同で、会長選考方法の見直しを含む放送法改正案を衆議院に提出している（現在、衆議院で継続審査）。

また、27年3月、報道番組「クローズアップ現代」における「やらせ」疑惑が報道された。これについてBPO（放送倫理・番組向上機構）の放送倫理検証委員会は、同年11月の意見書で「番組には重大な放送倫理違反があった」と指摘し、さらに同番組に係る政

⁸ 総務省ホームページ「高市総務大臣閣議後記者会見の概要（平27.12.15）」

<http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000447.html>

⁹ 支払率＝支払数／受信契約対象数

¹⁰ 自民党情報通信戦略調査会放送法の改正に関する小委員会

府・自民党の対応¹¹を批判した¹²。これに対し、政府・自民党から反論がなされている。

こうした経緯を踏まえ、28年度NHK予算審議においては、放送の自律と規制の在り方や、放送倫理に係る問題の再発防止の徹底等が論点となる可能性がある。

以上のほか、国際放送の在り方、新放送センターの現在地建て替え、関連団体のガバナンス確保等も論点となると想定される。

(2) 携帯電話料金の引下げ

平成27年9月11日、経済財政諮問会議において、安倍総理大臣は、有識者議員からの指摘を踏まえ「携帯料金等の家計負担の軽減は大きな課題である」と述べ、高市総務大臣に対策の検討を指示した。携帯電話料金は事前規制が撤廃されており¹³、総務省においては、SIMロック¹⁴解除の推進、MVNO¹⁵の振興等を通じて、低廉で利用しやすい料金となるよう取り組まれてきたところであるが、総理大臣指示を受けて、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」（以下「有識者会議」という。）を開催し、検討を行った。

有識者会議では、利用者のニーズや利用実態を踏まえた料金体系の設定、端末価格からサービス・料金を中心とした競争への転換の必要性等が論点となり、同年12月16日の第5回会合における取りまとめでは、①多様な料金プラン等の提供、②端末販売方法の適正化（行き過ぎた端末購入補助の適正化、総務省が事業者の取組を検証できるよう必要な措置を検討等）、③MVNOのサービスの多様化を通じた料金競争の促進（加入者管理機能の開放に向けたMVNOと携帯電話事業者との協議を加速）などが提言された。

取りまとめを踏まえ、12月18日、総務省は「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」¹⁶を公表するとともに、高市総務大臣名で携帯大手3社に対応を要請した。今後、取組方針の実効性の確保、家計負担軽減への効果、事業者間の競争促進等について議論が行われる可能性がある。

(3) I o T¹⁷政策の推進

情報通信技術の進展により、あらゆるモノがネットワークにつながり、そこで生まれる多様で膨大なデータの利活用により新しい価値・サービスが創造されるI o T／ビッグデ

¹¹ 27年4月、自民党情報通信戦略調査会によるNHK幹部からの説明聴取、また総務大臣からNHKに対する文書による嚴重注意が行われた。

¹² 27年12月、BPOの放送人権委員会もNHKに対する勧告の中で「本件映像には放送倫理上重大な問題があった」と述べるとともに、政府・自民党の対応について「強い危惧の念を持たざるを得ない」と指摘した。

¹³ 携帯電話料金は平成7年に認可制から届出制となり、16年からは原則、事前規制は撤廃されている。

¹⁴ SIMカードとは携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差し込んで利用する。SIMロックとは、携帯電話事業者が、端末を（自社のSIMカード等）特定のSIMカードが差し込まれた場合のみ動作するよう設定すること。

¹⁵ MVNO（Mobile Virtual Network Operator）とは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者。

¹⁶ 総務省ホームページ〈http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban03_03000255.html〉

¹⁷ Internet of Things：自動車、家電、ロボット、施設など様々な「モノ」がセンサーと無線通信等を介してインターネットにつながり情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すというもの。

ータ時代が到来し、その成否が、国際競争力・社会的課題の解決や、生産性向上・雇用創出に重要となっている。政府の「日本再興戦略」(成長戦略)改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、産学官連携によるI o T推進体制の構築等に言及されている。

こうした状況を踏まえ、総務省は27年9月、I o T/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方について情報通信審議会に諮問を行い、同審議会情報通信政策部会の下でのI o T政策委員会で議論が開始されている。主な検討事項は、①I o T/ビッグデータによる経営革新・社会変革の実現方策、②I o T/ビッグデータを支える情報通信インフラ整備の在り方、③I o T/ビッグデータ時代に対応した国際連携の在り方等である。

同審議会は同年12月14日、第一次中間答申を行い、飛躍的に増大しつつあるデータの利活用や、ネットワーク・サービスの構築、ネットワーク・インフラの整備の在り方等について政策課題を整理した。高市総務大臣は、この中間答申を踏まえ、制度整備や所要の予算措置等を行うとともに、28年3月頃及び6月頃に更に同審議会から答申を受け、同年4月のG7情報通信大臣会合へのインプット、また成長戦略の次回改訂への反映を図りたいとしている¹⁸。

また、27年10月、産官学連携でI o Tに関する技術開発や新規ビジネスを推進するための「I o T推進コンソーシアム」が設立された(政府からは総務省、経済産業省等が協力)。I o T推進コンソーシアムでは、I o T推進に関する技術の開発・実証や新たなビジネスモデルの創出推進するための体制を構築することを目的として、①I o Tに関する技術の開発・実証及び標準化等の推進、②I o Tに関する各種プロジェクトの創出及び当該プロジェクトの実施に必要な規制改革等の提言等を推進することとしている。

今後、国会においても、I o T/ビッグデータ利活用推進に向けた関係省庁、民間、大学等研究機関による連携の確保、技術進歩を受けた規制の見直し等について議論が行われる可能性がある。

(4) 郵政株式の上場等

平成27年11月4日、日本郵政株式会社とその子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融二社」という。)が東京証券取引所に株式を同時上場した。各社の株式の初値は売出し価格を上回り、その後も堅調に推移しており、滑り出しは順調といえる。今後は日本郵政グループの企業価値の向上と株式売却スケジュール、日本郵便株式会社の成長戦略(物流事業の拡充等)、郵政事業の収益性向上とユニバーサルサービス確保の両立、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の収益性の向上策(資産運用方策、新規業務への進出等)などが論点となろう¹⁹。

特に、ゆうちょ銀行の預入限度額及びかんぽ生命保険の加入限度額の水準の見直しにつ

¹⁸ 総務省ホームページ「高市総務大臣閣議後記者会見の概要(平27.12.15)」

<http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000447.html>

¹⁹ 上場に至る経緯や今後の課題の詳細は、大森麻衣「日本郵政グループ3社の株式上場と今後の課題」『立法と調査』第371号(平27.12)参照

いては、27年6月、自民党及び公明党からそれぞれ政府に対し、国民・利用者の利便性の観点から限度額を引き上げるべきとの提言等が行われる一方、民間金融機関からは反対意見が示されるなど、近時、論議が活発化している。限度額については、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情等を勘案して政令で定められており²⁰、24年4月の郵政民営化法改正の際、衆議院郵政改革に関する特別委員会及び参議院総務委員会において、限度額の当面の在り方に関して附帯決議が行われている。

27年7月より、内閣府特命担当大臣（金融担当）及び総務大臣の要請を受け、郵政民営化の推進の在り方について調査審議を行っている郵政民営化委員会は、12月10日の委員会で「金融二社に対する業務制限等については、（中略）株式処分等の郵政民営化の進捗に応じ、段階的にこれを緩和する方向で考えることが適当ではないか」等の「調査審議の視点」を公表した。これについては、限度額について近く引上げを容認する方向で見解を示すとの旨の報道もなされており²¹、今後国会で限度額に関する議論が行われることも考えられる。

また、27年11月に公表された環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の合意文書においては、保険分野において、自国の郵便保険事業体が有利になる措置を禁止することが盛り込まれた。今後のかんぽ生命の新規事業展開に際し論点となる可能性もあり、注視していく必要がある。

5. 行政制度関係

行政機関個人情報保護法等の改正

情報通信技術の飛躍的な発展は、いわゆるビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出等に寄与するものと期待されている。一方で、個人の行動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータの利活用や保護に係るルールの必要性も高まっている。そこで、平成26年6月、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下「大綱」という。）が決定された。大綱は主に民間事業者が保有するパーソナルデータを対象とするものであり、27年の常会において、「大綱」を受けて、民間部門の個人情報について、匿名加工情報²²の仕組みを導入することや、個人情報の取扱いを一元的に監督する個人情報保護委員会を新設すること等を内容に含む個人情報保護法改正案²³が、衆参の内閣委員会で審議され、成立した。

一方、行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては「大綱」を踏まえて、総務省の「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」（26年7月

²⁰ 現在、ゆうちょ銀行の預入限度額は1,000万円（一定の場合に適用除外あり）、かんぽ生命保険の加入限度額は1,000万円（加入後4年以上経過した場合は1,300万円）となっている。

²¹ 『東京新聞』（平27.12.11）、『毎日新聞』（同）など

²² 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという（27年改正後の個人情報保護法第2条第9項）。

²³ 法案の正式名は「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」。

設置)において検討が行われ、26年11月、次いで27年1月に「中間的な整理」が取りまとめられた。これらの取りまとめの主な内容は、①行政機関等においても匿名加工情報概念を導入するとともに、公益的目的に限定して利活用を認める、②匿名加工情報として加工・提供し得る個人情報の範囲を限定する、③行政機関等が保有するパーソナルデータの取扱いにおいて、総務大臣は、第三者機関²⁴からの一定の関与の下で行政機関等に対し権限を行使する等である。同研究会は今後、最終報告書を取りまとめることとしており、これを基に総務省は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正案を28年の常会に提出するとみられる。

行政機関等のパーソナルデータの利活用については、民間部門同様に匿名加工情報の利活用を進めることへの支持がある一方、匿名加工が施されたとしても本人の同意がないまま行政機関等がパーソナルデータを第三者提供することへの反対論や、利活用における厳格な規律の整備を求める意見があり、今後論点となると考えられる。

6. 選挙制度関係

(1) 投票環境の向上方策等に係る公職選挙法改正

投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境の整備を進め、投票率の向上を図っていくことは重要な課題である。総務省は、投票環境における制約をできるだけ改善し、有権者一人一人に着目した投票機会の創出や利便性の向上を図る観点から、平成26年5月より「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有識者や選挙実務者による検討を行っており、27年3月には中間報告が公表された。

その主な内容は、①ICTを活用した投票環境の向上（他市町村における不在者投票の投票用紙をオンライン請求できるようにする、都道府県選挙の選挙権について有権者が同一都道府県内で2回以上転居した場合の取扱いを改善する、投票所における選挙人名簿対照についてオンラインで行えるようにする、選挙当日において有権者が自らにとって利便性の高い投票所において投票できるようにする）、②期日前投票等の利便性向上（期日前投票の投票時間の設定を弾力化する、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の開始日を衆議院議員総選挙と同様に総選挙の公示日の翌日とする等）、③選挙人名簿制度の見直し（被登録資格を有する者が登録日直前に転出した場合、旧住所地において登録できるようにする等）である。総務省は同研究会の検討結果を基に公職選挙法改正案を提出することとしており、投票率低下に歯止めを掛けるための具体策が論議されると考えられる。

なお、選挙人名簿制度の見直しについては、第189回国会（平成27年常会）に自民党、公明党、次世代の党などから公職選挙法改正案が提出されており（現在、衆議院で継続審査）、同法案が28年の常会で審議される可能性もある。

(2) 衆議院選挙制度改革

平成27年11月25日、最高裁判所大法廷は、小選挙区間の「1票の較差」が最大2.13

²⁴ 「大綱」に言う「独立した第三者機関」を指すものであり、これは、脚注23に示した法案で「個人情報保護委員会」として制度化された。

倍だった第47回衆議院議員総選挙（26年12月14日執行）の無効を求める訴訟の上告審判決で、「違憲状態」²⁵との判断を示した（選挙無効の請求は棄却）。判決のポイントは、①「0増5減」対象外の都道府県で定数が見直されておらず、投票価値の平等に反する状態にあった、②合理的期間内に是正がされなかったとは言えない、③国会でさらなる較差縮小を可能にする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められる必要がある、というものである。最高裁が衆院選を違憲状態と判断したのは23年3月（21年総選挙に係る訴訟）、25年11月（24年総選挙に係る訴訟）に続いて3回連続となる。

一方、衆議院は26年6月19日、議院運営委員会で、議長の諮問機関として有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」を設置することを決め、同調査会は同年9月より検討を重ねてきた。27年12月16日の第16回会合では、①衆議院議員の定数を現行の475（小選挙区295、比例区180）から10減（小選挙区6、比例区4）して465とする、②小選挙区の「1票の較差」を縮小するため、アダムズ方式²⁶で定数を配分する（結果として小選挙区は7増13減。都道府県間の最大較差は現行の1.788倍から1.621倍に縮小（平成22年国勢調査人口））、③全国11ブロックの比例区の定数もアダムズ方式で配分し、5ブロックで1減、1ブロックで1増、との内容の答申案を取りまとめた。報道によると調査会は28年1月14日、大島衆議院議長に答申を行うこととしている²⁷。

28年からは同答申を経て、選挙制度改革に向けた各党間の議論が行われるが、選挙制度改革関連法案の取りまとめ・成立、その後の衆議院議員選挙区画定審議会による小選挙区の区割りの改定案答申、これを受けて政府が提出する公職選挙法改正案の成立、という段階を踏む必要があり、新たな制度での選挙は早くても29年以降になる可能性が高い²⁸との見方もある。

7. おわりに

以上述べたほか、総務行政分野においては、地方公共団体におけるマイナンバーの円滑な導入と利活用、消防団の充実強化、国と地方の税源配分の見直し、地方公会計制度の改革、地方創生を始めとする各分野におけるICT利活用の促進、放送コンテンツの海外展開、電気通信サービスにおける消費者の保護、政策評価の推進、国会議員の選挙等の執行経費の基準見直し、参議院選挙制度改革、政治資金規正・政党助成制度の在り方等が論点となる可能性がある。これらの課題について、幅広い観点からの議論が期待されるところである。

（さとう けんすけ、かいの こうたろう）

²⁵ 違憲状態とは、較差の程度は投票価値の平等を求める憲法に違反する状態だったが、較差の是正のための合理的期間は過ぎていないとの判断であり、結論としては合憲となる。

²⁶ 各都道府県の人口を「ある数X」で割り、小数点以下を切り上げた整数を各都道府県の定数とした上で、定数の合計が総定数に等しくなるようXを調整していく議席配分の考え方。（『読売新聞』（平27.12.17））

²⁷ 『日本経済新聞』（平27.12.17）、『朝日新聞』（同）ほか。

²⁸ 『日本経済新聞』（平27.12.17）